		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		合計　　満　　年　月

備考

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式（第二条第二項関係）

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　名　　殿

名　　称

氏　　名　　㊞

住　　所

当社（私）は、中小企業支援法第13条第１項に基づく情報提供業務を行う者の認定等に関する省令第２条第１項第３号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

備考

１　申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第四十七号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日　　経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一条ずつ繰り下げ、第十六号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　機構法第十五条第一項第十七号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項

第十五条第六号中「第十一条」を「第十五条」に改める。

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。